




令和7年（2025年）7月4日（金）13時00分 配付

<p>項目</p>	<p>藻別川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る公聴会の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<p>網走海区漁業調整委員会指示による藻別川の河口付近のさけ・ます採捕制限の概要（令和7年度）、採捕制限区域の概略図（案）</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>趣 旨 北海道内では、秋さけやからふとますの来遊資源が大きく減少している状況にあります。 こうした中、道では安定的なさけ・ます資源造成を図るために「人工ふ化放流事業による資源づくりを基本としながらも自然再生産による野生資源の活用を進める」としており、オホーツク総合振興局管内においても、道の対応方向を踏まえ、野生魚を保護しながらの資源づくりに取り組むため、関係機関との共同研究による野生魚を活用した資源回復に向けた調査を実施しています。 特に、オホーツク中部海域では令和6年から紋別市の藻別川において「野生魚の活用に関する調査研究」と「さけ・ます親魚の河川遡上および自然産卵を促す取組」を実施しており、取組を着実に実施するため、網走海区漁業調整委員会に対して、藻別川の河口の付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動要請がありました。 つきましては、藻別川の河口付近におけるさけ・ますの採捕の制限に係る委員会指示の発動にあたり、事前に広く意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催します。お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 日 時 令和7年7月18日（金） 16時00分～ 場 所 紋別漁業協同組合 大ホール（紋別市港町6丁目5番2号） 議 案 藻別川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について 制限の内容 藻別川の河口について、委員会指示により新たに制限期間・区域を設定（詳細は別紙のとおり） その他 <ul style="list-style-type: none"> ・会場の都合により、出席可能人数は60名程度となります。 ・文書により意見を提出する文書公述もできます。 ・公聴会資料や文書公述のための公述書の様式等は、網走海区漁業調整委員会のホームページからダウンロードできます。 <p>【関係ホームページ】 https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/kaiku_abashiri.html</p> <p>【公述書の送付先】 住 所：網走市北7条西3丁目 網走海区漁業調整委員会事務局 F A X：0152-44-3121 m a i l：kaiku.abashiri@pref.hokkaido.lg.jp</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>北海道網走海区漁業調整委員会事務局 事務局長 柴田 睦 直通電話 0152-41-0659（内線2671）</p> 

【網走海区漁業調整委員会指示による藻別川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限の概要（案）】

河川名	網走海区漁業調整委員会指示			
	区 域			期 間
	左岸	右岸	沖合	
藻別川	(100m) ※1	(100m) ※1	200m	8/1～12/10 ※2

※1 () 内の数字は目安の距離

※2 令和7年度は、周知期間を考慮し9月1日からとする。

【網走海区漁業調整委員会指示による藻別川の河口付近のさけ・ます 採捕制限区域の概略図 (案)】



総合振興局名 及び河川等名	区 域					期間
	河口		沖合方位		沖合	
	左海岸	右海岸	左方	右方		
オホーツク 藻別川	紋別市元紋別 33番地の4地 先に会長が建 設した標柱の 位置 (100m)	紋別市元紋別 89番地地先に 会長が建設し た標柱の位置 (100m)	度 分 45. 30	度 分 45. 30	メートル 200m	9月1日 ～ 12月10日